

船舶事故等調査報告書

平成24年7月26日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012那第5号	
事故等種類	転覆	
発生日時	平成23年12月22日 08時00分ごろ	
発生場所	<p>沖縄県久米島町仲里漁港南南西方沖 久米島町所在の仲里港北防波堤灯台から真方位202° 2.5海里付近 (概位 北緯26° 18.8′ 東経126° 48.5′)</p>	
事故等調査の経過	<p>平成24年1月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。</p>	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 漁船 翔琳丸、1.0トン 船舶番号、船舶所有者等 ON3-340074（漁船登録番号）、個人所有</p>	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	船体右舷中央部に亀裂	
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか2人が乗り組み、北風が強く吹く状況で刺し網を揚げ、船外機により速力約2ノットで仲里漁港泊地区へ向けて北北東進中、平成23年12月22日08時00分ごろ、左舷船首方から大きな波を受けて海水が船内に入り、左舷側に転覆した。 乗船者は、全員が付近のリーフに上陸し、本船をリーフに引き揚げた。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 雨、風向 北、風力 5、視程 7.6km 海象：潮汐 上げ潮の中央期</p>	
その他の事項	<p>船長は、冬場は久米島周辺海域において、乗組員2人と日帰りの刺し網漁をしていた。 本船は、約20kgの刺し網を引き上げるため、約40kgのネットホーラーを船首左舷側に設置していた。 船長は、北風が強く吹く状況の中、所属漁業協同組合の10時の競りに間に合わせるよう帰航するところであった。 乗船者は、全員が救命胴衣を着用していた。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり なし あり 本船は、風力5の北風が吹く状況下、久米島東岸沖を北北東進中、左舷船首方から波を受けて浸水し、左舷側に転覆したのと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、風力5の北風が吹く状況下、久米島東岸沖を北北東進中、左舷船首方から波を受けて浸水し、左舷側に転覆したことにより発生したのと考えられる。</p>	